No.22−51　　2023（令和 5）年 2 月 2 日

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全　国　保　育　協　議　会

TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 https://www.zenhokyo.gr.jp 〕

−今号の目次−

◆「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」施行に伴い事務連絡が発出される（追加）……1

---

## ◆「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」施行に伴い事務連絡が発出される（追加）

令和 4 年 11 月 30 日付で「児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」においては、下記の 4 点の改正が行われています。

① 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等

② インクルーシブ保育

③ 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化

④ 保育所におけるみなし看護師等の配置に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃

今般、省令の改正に伴い、「②インクルーシブ保育」と「③児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化」の取り扱いに関して、厚生労働省から事務連絡が発出されました。なお、①、④の取り扱いに関する事務連絡は既に発出されており、内容は全保協ニュース No.22-44 をご確認ください。

### ① インクルーシブ保育について（事務連絡の発出日：令和 4 年 12 月 26 日）

**【改正の趣旨】**

・ 現在、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における規定により、児童福

祉施設が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、「入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員」については、併設する設備・職員を兼ねることができないとされています。

・ この規定に基づき、例えば、保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合であっても、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童を一緒に、当該保育所の保育室において保育することは認められないことになっています。

・ こうした点について、保育所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を見直し、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、職員の兼務や設備の共用を可能とする例外規定が設けられました。

・ 同様に、障害児の発達支援に従事する職員について、専従の規定が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとされました。

**【実施に当たっての具体的な留意事項等】**

・ 事務連絡では、実施にあたっての具体的な留意事項等として、保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際の要件として下記が示されています。

  ✧ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること。

  ✧ 交流を行う設備（保育室等）においては、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。

・ そのほか、事務連絡では、児童発達支援事業所等との交流の際の「障害児の支援に支障がない場合」の具体的な留意点や、児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流時の具体的な留意事項、運営費の公定価格上の算定方法等が示されています。

・ 事務連絡の詳細は、別添資料「１」をご参照ください。

## ② 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化について（事務連絡の発出日：令和４年12月23日）

**【改正の趣旨】**

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 10 条には、児童福祉施設に対して、感染症または食中毒の予防等のため「必要な措置を講ずる」努力義務が規定されていますが、講ずるべき措置の内容は具体的に示されていません。
- また、感染症等に関するものだけではなく、災害に関する業務継続計画についても規定されていません。
- 一方、障害児入所施設および児童発達支援センターにおいては、令和３年度の障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、「業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する」「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施する」こと等を義務づける規定が既に盛り込まれています。
- 令和４年１月にとりまとめられた「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」において、児童福祉施設に対して、上記２点を努力義務として求めるべきとの意見があり、所要の改正が行われます。

**【改正の概要】**

- 児童福祉施設に対し、「①業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること」、「②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること」を努力義務として求める規定が設けられます。
- なお、①②を実施するにあたって下記の参照資料とともに、ひな形が示されています。
  - ✧ 業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライン
  - ✧ 業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画
  - ✧ 感染症対策マニュアル及び研修動画
  - ✧ 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」（2022（令和 4 年 10 月一部改訂）
- 事務連絡の詳細については、別添資料「２」～「５」をご参照ください。